

●市立病院外来診療日程●

○：午前・午後とも診療 △：午前のみ診療 ×：休診
□：午後のみ診療

内科	整形外科	外科	産婦人科	皮膚科	泌尿器科	耳鼻咽喉科	小児科	眼科	月
○	※13ページ参照	○	休診	×	△	×	○	○	月
○		△		△	△	△	○	×	火
○		△		×	□	×	△	×	水
○		△		×	△	×	○	×	木
○		△		×	△	△	○	○	金

市立病院の診療日程



午後			午前			再来受診機	平日の受付時間
15時00分～16時00分	13時00分～15時00分	13時00分～16時00分	13時00分～15時30分	8時00分～11時30分	7時45分～11時30分		
小児科 (外以外)	内科・外科・眼科	泌尿器科	整形外科	整形外科 (木・第3(金)以外)	全科(整形外科以外)		

※初診の方、及び診療券(カード)をお忘れの方の受付は8時からです。土曜日、日曜日、祝日は休診です。

受診時に、お薬手帳をご持参ください！

■当院受診時には、お薬手帳を持参してください。医師・薬剤師がお薬手帳の記録をチェックし、薬の飲み合わせや副作用、同じお薬が重複して処方されていないかを防ぐことができます。

病棟が一部変わりました！

■4月1日より病棟は、4階第3病棟が廃止となり、3階第2病棟(一般病棟)と5階第5病棟(療養病棟)の2つの病棟体制となりました。

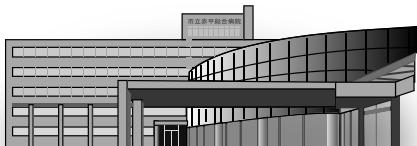
注 診療日時が変更する場合があります。病院内の掲示等でもお知らせしておりますので、ご確認ください。

市立病院スタッフ募集のお知らせ

◆募集職種及び人員

- ・薬剤師…1名
- ・嘱託職員(看護師)…1名
- ・臨時職員(調理員、薬剤課補助)…若干名
- ・当直専従者(看護師、准看護師…若干名)(臨時職員)

嘱託職員(看護師)および臨時職員(看護助手、事務補助、調理員)の登録も随時募集しています。



問合せ

市立赤平総合病院管理課 32-3211(内線433)

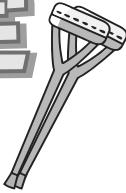




整形外科5月の診療予定

■この表に記載している時間は、受付時間です。
■田辺医師・渡邊医師は、10:30からの診察となります。

診療時間 午前9:00から
午後13:00から



月	火	水	木	金
2 齋藤貴史医師 午前始 8:00 終 11:30	3 憲法記念日 休	4 みどりの日 休	5 こどもの日 休	6 休
9 桐田 卓医師 午前始 8:00 終 11:30	10 成田雪子医師 午前始 8:00 終 11:30	11 ①中島門太医師 午前始 8:00 終 11:30 ②宮野須一医師 午後始 13:00 終 15:00	12 田辺 康医師 午前始 9:30 終 11:30 午後始 13:00 終 15:00	13 休
16 齋藤貴史医師 午前始 8:00 終 11:30	17 倉 秀治医師 午前始 8:00 終 11:30	18 岩崎智紀医師 午前始 8:00 終 11:30	19 ①田辺 康医師 午前始 8:00 終 11:30 午後始 13:00 終 15:00 ②坂本直俊医師 午前始 8:00 終 11:30	20 渡邊吾一医師 午前始 9:30 終 11:30 午後始 13:00 終 15:00
23 岩崎智紀医師 午前始 8:00 終 10:00	24 倉 秀治医師 午前始 8:00 終 11:30	25 岩崎智紀医師 午前始 8:00 終 11:30	26 田辺 康医師 午前始 9:30 終 11:30 午後始 13:00 終 15:00	27 休
30 齋藤貴史医師 午前始 8:00 終 11:30	31 倉 秀治医師 午前始 8:00 終 11:30	<p style="text-align: center;">禁煙外来 のご案内</p> <p>市立病院では、毎週月・火曜日の15:30～16:30に完全予約制で禁煙外来を実施しています。 予約を希望の方は地域医療科までご連絡ください。 ※市立病院では病院敷地内の全面禁煙を実施しております。</p>		

問合せ 市民生活課医療保険係 32-2214	その他	国保をやめる	国保に入る	国保の届出あなたは大丈夫?	医療保険からお知らせ
	<ul style="list-style-type: none"> ・住所氏名・世帯主などが変わったとき ・退職者医療制度の対象になつたとき ・退職者医療制度の対象でなくなつたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の市町村へ転出したとき ・他の健康保険などに加入したとき ・生活保護が開始になつたとき ・生活保護が廃止になつたとき ・子どもが生まれたとき 	<ul style="list-style-type: none"> ・他の市町村から転入したとき ・職場の健康保険などをやめるとか、保険料も全額を支払うことになります。 	<p>次のようなときは、必ず届出をしましょう。</p> <p>さかのぼって支払うことになります。</p>	<p>国保は職場の医療保険と違つて、加入者本人で加入・脱退などの届出をしなければなりません。もし、届出をしないでいると、医療費も全額を支払うことになります。</p>